

社会教育関係の施設利用について

令和5年5月8日～

区分		利用者数の制限	利用上注意
いぶき会館	1階閲覧室	18名以下	<p>○利用者は村内在住の方及び県内の利用者に限る。</p> <p>○しばらくの間、新型コロナウイルス感染防止対策を実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用時間は、可能な限り短時間とし、最長でも3時間を超えないこと。 ・利用中の飲食は行わないこと。但し、水分補給は可とする。 ・利用者同士が密集しないこと。 ・近距離で会話や発声を行わないこと。 ・平熱より体温が高い方や、咳やくしゃみなど風邪の症状がある方は利用しないこと。
	1階和室	要協議	
	2階会議室	20名以下	
	2階和室	要協議	
	2階調理室	要協議	
	3階会議室	24名以下	
	3階多目的ホール	要協議	
スポーツ施設	村民野球場	制限なし	<ul style="list-style-type: none"> ・利用中に体調不良者が出た場合は、ただちに利用を中止すること。 ・室内施設については、十分な換気を行うこと。 ・新型コロナウイルス感染症の状況により、制限等を変更する場合、村HPに掲載します。
	運動公園	制限なし	
	東西広場	制限なし	
	東西屋内GB場	要協議	
	弓道場	要協議	
	村民体育館	要協議	
学校施設	中学校校庭	制限なし	<p>(連絡先) 高山村教育委員会事務局</p> <p>TEL 0279-63-3046 FAX 0279-63-3750</p>
	中学校武道館	要協議	
	小学校校庭	制限なし	
	小学校体育館	要協議	